

軽井沢町 身近な草木の談話室 申込要項

1. 趣 旨

軽井沢町は、令和5年12月に軽井沢町環境基本計画を策定し、令和6年度より望ましい環境像である「森・水・空気と美しい景観を 未来に引き継ぐ地域の力」を具現化するため、各種施策を展開していくこととしています。その中で、参加と連携による町全体での取組の推進の一環として、環境教育の機会の拡充が目標の一つとなっています。また、住民の皆様からは、樹木管理や除草などの身近な環境管理で困っている意見が多く、それに関連した問い合わせも増えています。

これらの問題に迅速に対応するため、身近な植物・植生に関して植生学専門員（以下「相談員」という。）による助言等を行う「身近な草木の談話室」（以下「談話室」という。）を設けます。

2. 開催日及び場所

- (1) 談話室の開催日及び場所（原則として軽井沢町役場庁舎又は軽井沢町中央公民館）は、申込者と相談員が調整のうえ決定します。ただし、開催日時は、平日の午前9時から午後5時までの間となります。
- (2) 談話室の1回当たりの時間は、原則として60分までとなります。

3. 対象者

談話室の対象者は、談話室開催日において、次に掲げる全ての条件に該当する方となります。

- (1) 軽井沢町に住民登録のある方、軽井沢町内に別荘を所有している方又は1年以内に軽井沢町内に住宅建築を考えている方
- (2) 10歳以上の方
- (3) 談話室会場に自費及び自力で参集できる方

4. 費 用 無料

5. 相談員 軽井沢町 環境課 植生学専門員 蛭間 啓 博士（学術）

6. 申込方法

談話室希望日の3週間前までに「軽井沢町 身近な草木の談話室 申込用紙」（別記様式）を「7. 申込先」に提出してください。

7. 申込先

軽井沢町 環境課 環境政策係

【持参】軽井沢町役場（⑦番 環境課窓口）

【郵送】〒389-0192（軽井沢町役場専用番号）

軽井沢町 環境課 環境政策係

【ファクシミリ】0267-46-3165

【電子メール】kankyo@town.karuizawa.nagano.jp

※提出された書類は、返却しません。

8. 問い合わせ先

軽井沢町 環境課 環境政策係

電話：0267-45-8556（直通）

メールアドレス：kankyo@town.karuizawa.nagano.jp